

第4期奈良県食育推進計画について

■ 計画策定の趣旨

本県では、県民の健康寿命※を男女とも日本一にすることを目指した取組を進めているところで、この目標達成のためには県民一人ひとりの健全な食生活の実践が不可欠であり、より一層の食育の推進が重要となります。

また、食の基盤である農業や、食に関わる人々の活動についても理解を深めるとともに、環境との調和がとれた食料の生産、消費等に配慮した食育を推進することも必要となっています。

このような状況を踏まえ、本県の特性を生かした食育を県民、関係機関・団体、市町村、関係部局と連携・協働しながら総合的かつ計画的に推進するため、「第4期奈良県食育推進計画」を策定しました。

※【健康寿命について】

日常的に介護を必要とせず、健康で自立した生活ができる期間であり、平均余命から介護が必要な期間（平均要介護期間）を差し引いた期間に相当します。

■ 計画の位置づけ

食育基本法第17条第1項に規定する都道府県食育推進計画として策定するものです。

また、本県の保健・医療・福祉・介護等の分野横断的な基本計画である「なら健康長寿基本計画※」に掲げる「健康寿命日本一」の達成に向け、その歯車としての一翼を担います。

関連する「歯と口腔の健康づくり計画」、「スポーツ推進計画」、「自殺対策計画」、「アルコール健康障害対策推進計画」、「がん対策推進計画」、「脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進計画」、「保健医療計画」、「医療費適正化計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画」と整合・調和を図り、推進します。



※【なら健康長寿基本計画（第2期）について】

令和17(2035)年度までに健康寿命日本一を目指し、11個の関連計画を総合的・統一的に進めるための計画であり、保健・医療・福祉・介護等にかかる分野横断的な計画（横断計画＝歯車計画）として令和6（2024）年3月に策定。

■ 計画の期間

令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間